

阿蘇市生涯学習関係団体認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、阿蘇市公民館条例（平成17年条例第93号）第13条第1号並びに第2号、阿蘇市就業改善センター条例（平成17年条例第150号）第16条、阿蘇市農業構造改善センター条例（平成17年条例第154条）第13条第2号及び阿蘇市体育館等条例（平成17年条例第102号）第13条第3号の規定に基づき、阿蘇市生涯学習関係団体の活動を支援するため、必要な規定を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 前条の施設を利用し、生涯学習活動を行う団体にあつては、生涯学習関係団体として認定を受けなければならない。

2 認定を受けようとする団体は、阿蘇市教育委員会に対して、阿蘇市生涯学習関係団体認定申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(認定の手順)

第3条 認定審査は、社会教育委員会において行う。審査結果は、阿蘇市生涯学習関係団体認定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(認定の基準)

第4条 生涯学習関係団体として認定する団体は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 自主的学習を目的とする団体であること
- (2) 営利事業及び政治・宗教活動を目的としない任意団体であること
- (3) 団体の組織・機構が確立していること（代表者・書記・会計がいること）
- (4) 市内居住者を中心に組織されていること
- (5) 講師謝金の1時間あたりの単価が、市内居住者3,500円、市外居住者5,000円を越えていないこと（交通費等を含む）
- (6) 人権研修を年1回以上実施すること
- (7) 活動の社会還元として年1回以上ボランティア活動をすること

(子どもたちへの体験活動等)

第5条 生涯学習関係団体は、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するため、子どもたちに様々な体験・交流活動等の提供に努める。

(活動報告)

第6条 生涯学習関係団体は、講座終了後10日以内、又は年度末のいずれか早い期日までに、教育委員会へ阿蘇市生涯学習講座関係団体活動報告書（様式第3号）により活動を報告するものとする。

(使用料の免除)

第7条 教育委員会は、認定を受けた団体に対し、第1条の施設のうち活動の拠点とな

る施設（以下「拠点施設」という。）の使用料を免除することができる。但し、冷暖房料については団体の負担とする。

（有効期間と認定の取り消し）

第8条 認定の有効期限は、認定を受けた年度の3月末日までとする。

2 教育委員会は、第4条の要件を欠いた団体については、その認定を取り消すことができる。

（委任規定）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成19年7月11日から施行する。

附則 この要項は、平成19年12月18日から施行する。

附則 この要項は、平成21年3月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成25年1月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

参考

自主講座（サークル）と私塾の違い

項目	自主講座	私塾
運営	<ul style="list-style-type: none">・会員の自主的・民主的な運営・目的に沿い会員の総意で運営・学習成果は広く社会に還元	<ul style="list-style-type: none">・営利採算を重視。講師方針で運営・個人の欲求の充足が優先・会場の確保等運営は全て講師
会計	<ul style="list-style-type: none">・会計が会費を徴収・会計の報告がある・講師謝金は会員の総意で決定	<ul style="list-style-type: none">・個人が直接講師に支払い・経理は公開しない・講師の意思で月謝を決定
講師	<ul style="list-style-type: none">・会員の総意で講師を選定・横の人間関係で相互学習を重視・講師は自主講座の趣旨を理解	<ul style="list-style-type: none">・講師が自ら主催・縦の人間関係